

評 価 報 告 書

平成20年3月

京都府児童相談所業務外部評価委員会

目 次

1	はじめに	1
	(1) 外部評価委員会設置の経過・目的	1
	(2) 評価の視点	1
	(3) 評価項目及び評価ポイント	2
	(4) 評価の実施方法	3
	(5) 評価を実施する上での留意事項	3
2	評価結果	4
	(1) 「検証報告書」の提言概要と府の予算措置状況	4
	(2) 児童相談所の取組状況と評価	8
	ア 子どもの安全を確保するための迅速な対応	8
	・通報受付後、所内で適切な初期対応及び情報の共有化がなされているか	8
	・48時間ルールによる安全確認が適切に実施できているか	9
	・客観的なりスク管理、適切な進行管理が行われているか	13
	イ 地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り	14
	・地域の実情に応じた虐待案件の情報共有化が適切に図られているか	14
	・関係機関との連携状況や地域の見守り活動の状況はどうか	17
	・要保護児童対策地域協議会設置促進のための市町村支援や働きかけの状況はどうか	18
	ウ その他	20
	・組織体制の強化に向けた取組状況はどうか	20
	・人材育成の取組状況はどうか	22
	・保健所機能の発揮状況はどうか	23
	・その他、各委員の知見に基づいた意見	24
3	おわりに	26
4	資料1～6	30
5	評価委員会の開催経過	36
6	京都府児童相談所業務外部評価委員会・委員名簿	37

1 はじめに

(1) 外部評価委員会設置の経過・目的

- 平成18年10月22日に、長岡京市において、3歳の幼児が保護者の虐待により、死亡するという痛ましい事件が発生した。当該幼児の姉については、京都児童相談所が一時保護、施設入所の措置を執っていたが、京都児童相談所には当該幼児の状況について、地域の主任児童委員を通じて4回の通報があったが、虐待死を防ぐことが出来ず、厳しい批判とともに、再発防止に向けての取組が求められた。
- このため、京都府では、この事案の徹底的な検証を行い、原因、課題、今後の対応策を検討するため、「京都府児童虐待検証委員会」を設置し、平成18年12月に「検証報告書」（資料1）が京都府に提出された。
「検証報告書」の中では、今後の対応策について7項目にわたる提言が行われたが、その1項目として「外部有識者等の活用・定期的な運用指導」があげられ、外部評価委員会の設置が提言された。京都府においては、この提言を踏まえ、平成19年9月20日に、6名の委員で構成する「児童相談所業務外部評価委員会」が設置された。
- こうした経過を経て設置された本委員会は、児童相談所における児童虐待関連の業務管理・組織運営等について確認・評価し、改善すべき事項等について助言を行うことにより、児童相談所業務の一層の充実に資することを目的としたものである。

(2) 評価の視点

本委員会の設置目的にしたがい、今年度においては以下の視点から評価を行うこととした。

①「京都府児童虐待検証委員会」の「検証報告書」（以下、「報告書」という。）に沿って、児童虐待に係わる児童相談所の業務遂行のための環境、条件の整備等適当な措置が講じられているかどうか。また、児童相談所の業務が適正に行われているか。

②提言以降の国の児童相談所運営指針の改正など、その後の状況を踏まえ、適切な取組が行われているか。

(3) 評価項目及び評価ポイント

①「子どもの安全を確保するための迅速な対応」

(評価のポイント)

- 通報受付後、組織として適切な初期対応及び虐待情報の共有化が徹底されているか。
- 48時間ルールによる安全確認が適切に実施されているか。
- 客観的なリスク管理、適切な進行管理が行われているか。

②「地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り」

(評価のポイント)

- 地域の実情に応じた虐待案件の情報共有化が適切に図れているか。
(要保護児童対策地域協議会や児童虐待ネットワーク会議、保健所主催の児童虐待案件会議の状況等)
- 関係機関との連携状況や地域の見守り活動の状況はどうか。
(市町村、民生児童委員、警察、学校、保育所等との連携状況等)
- 要保護児童対策地域協議会設置促進のための市町村への支援や働きかけの状況はどうか。

③「その他」

(評価のポイント)

- 組織体制や人材育成の取組状況、保健所との連携や機能の発揮状況はどうか。
- その他、各委員の知見に基づいた意見等

(4) 評価の実施方法

各委員が分担して、それぞれの児童相談所（宇治・京都・福知山）に向き、虐待通報受付票や児童記録票、要保護児童対策地域協議会設置状況等の参考資料を元に、各職員（所長、参事、相談判定課長、未来っ子サポートチーム（虐待担当）職員、保健所虐待対応専任職員等）からのヒアリング、ケース記録等書面の確認を行うことにより実施した。

(5) 評価を実施する上での留意事項

本委員会での評価は、長岡京市児童虐待事件を踏まえて設置された経過や事件発生後1年目ということもあり、「検証報告書」の提言事項がどのように実施されているかということが中心とならざるを得なかったが、評価を実施する上で留意した事項について一言しておきたい。

年々増加し複雑困難化する児童虐待事案に対し、児童相談所の役割は益々重要となっている。こうした中で、本委員会においては、「児童相談所で何が出来て、何が出来ていないのかという単なるチェック」ではなく、「児童相談所の活動がより一層充実し、また職員がやりがいを持って活動できるよう助言」するという立場から、評価を行ったことである。

「評価報告書」という体裁上、児童相談所の取組状況、取組を客観化するための数値についての記述が多くなっているが、取組状況や数値の背後にある、日々悩みながらも奮闘する児童相談所職員の姿を汲み取っていただき、児童相談所活動に対する理解を深めていただければ幸いである。

2 評価結果

(1)「検証報告書」の提言概要と府の予算措置状況

長岡京市における児童虐待死亡事件後、直ちに設置された「京都府児童虐待検証委員会」での徹底的な検証の結果、

- 児童虐待に係る判断のあり方
- 組織としての対応のあり方
- 地域ネットワークとの連携のあり方

の3点について課題・問題点が指摘され、下記のとおり7項目にわたる提言がなされた。

①速やかな安全確認ルールの確立

- ・虐待情報が寄せられた場合、市町村等関係機関と連携し、速やかに子どもの安全確認を行う「48時間ルール」の確立
- ・親子分離を行わず見守り対応とする場合は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等において、見守りの担当機関、確認方法や頻度等を決定

②リスク管理の客観化、システム化

- ・簡易な「虐待疑チェックリスト」の作成による即時チェックの実施や虐待リスクの高い要素を抽出し、綿密に状況を把握

- ・虐待を受けている子どもにきょうだいがいる場合は、潜在的なケースとして把握し、情報があれば新規の虐待通報時の対応をとることを徹底

③組織内の情報共有徹底

- ・受報した通報を、その都度“ナマ”のまま所内で共有
- ・相談体制の充実とチームミーティング等の開催の徹底

④実効ある地域の虐待ネットワークの確立、機能強化

- ・虐待防止のネットワークの設置や機能充実を図るため、市町村に専門家（虐待防止アドバイザー）を派遣
- ・地域ネットワーク機能に関する標準マニュアルの整備

⑤地域における体制強化＝保健所の役割の明確化と機能強化

- ・市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進
- ・市町村単位で、保健所及び児童相談所をメンバーに加えた会議を定期的に開催し、虐待事案に係る情報を共有

⑥中長期的な人材育成・組織体制の強化等

- ・専門性の確保に向けた人事配置と組織体制の強化

⑦外部有識者等の活用・定期的な運用指導

- ・外部評価委員会の設置等

こうした提言を踏まえ、京都府は児童虐待の早期発見・早期対応等を図るため、下記のとおり、平成19年度当初予算において1億2,330万円の

予算措置が講じられた。(資料2)

○児童相談所における職員体制の強化

(未来っ子サポートチーム＝児童虐待対応チームの専任化や一時保護機能の充実を図るため児童福祉司等専門職員の増員 5名、虐待対応専門嘱託員の増員 3名、夜間・休日体制の整備を図るため嘱託職員の増員 3名)

○保健所の体制強化

(現地性、迅速性強化のため、各保健所に虐待対応専任職員を各1名ずつ配置 7名)

○児童相談ITシステムの導入(資料3)

(虐待事案をパソコンで管理し、ヒューマンエラーを防止するために情報の共有化や、危険度の判定、援助等の確実な進行管理を行うためのシステム)

○児童福祉司、市町村職員等関係職員の専門性向上のための研修の実施・参加

○地域における児童虐待事案にかかる情報の共有化、見守り体制等構築のため児童虐待案件会議の定期的開催

○市町村の要保護児童対策地域協議会の設置促進や内容充実に向けた市町村への虐待防止アドバイザーの派遣

○外部評価委員会の設置

(児童相談所の業務管理、組織運営を定期的に確認、評価するための外部委員会の設置)

上記の予算措置については、検証報告書に盛り込まれた提言を踏まえたものとなっており、長岡京市児童虐待事件のような事案を二度と起こさないという再発防止に向けた京都府の強い姿勢がうかがえるもので、積極的な対応を評価したい。

一方、当委員会においては、組織・人員体制の強化等をはじめとする上記予算が活かされたものとなっているか、児童虐待対策の要となる子どもを守る活動、すなわち、子どもの安全を確保するため迅速な対応が図られているか、地域におけるネットワークの連携強化を図り、子どもの見守り（関係機関のネットワークによって親子への支援を行いながら安全確認を続けること）が適切に行われているか、といった観点から、各児童相談所の取組状況について確認、評価を行った。

(2) 児童相談所の取組状況と評価

ア「子どもの安全を確保するための迅速な対応」

通報受付後、所内で適切な初期対応及び情報の共有化がなされているか

児童相談所が平成19年度上半期に受理した児童虐待通報件数は、268件で、前年度同期(167件)と比較すると、101件、60%増の状況となっている。(資料4)

この理由としては、児童虐待件数の増加もさることながら、長岡京市児童虐待事件を契機として、前年度下半期以降から、学校、警察等関係機関からの通報が増加していることや児童虐待案件会議の開催等を通じて、関係機関・関係者との危機意識の共有という気運が着実に醸成されつつあることが背景にあると考えられるが、通報のあった事案に係る取組状況については、次のとおりであった。

[取組状況]

- ① 通報受付後の初期対応については、通報案件全件について、所内における通報内容の速やかな情報共有、緊急ミーティングの実施、安全確認の方法や初動方針の決定を行うなど、適切・丁寧に対応ができていた。
- ② 一方、情報共有の大切さを物語る事例として、虐待以外の相談として受け付けた情報を所内で共有し、多面的に相談内容をみた結果、背後に虐待が隠されていることが分かり、速やかに対応できたケースがあった。

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 今後も、通報内容の速やかな情報共有、緊急ミーティングの実施など、初期対応の徹底、迅速化を図るとともに、平成20年度から稼働が予定されている児童相談ITシステム（パソコンにより児童記録を管理し、所内での情報共有や、虐待の状況を分析して虐待の重症度を判定するリスクアセスメント機能等を有するシステム）の活用も含めて、一層情報の共有化を推進されたい。

48時間ルールによる安全確認が適切に実施できているか

[取組状況]

- ① 虐待通報後、48時間以内の子どもの速やかな安全確認については、児童相談所職員または児童相談所が依頼した見守り関係者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、子どもの状況（自宅で保護者が養育しているか、保育所・学校等に通園・通学しているか等）に応じて、児童相談所職員による確認、市町村保健師、保育士、教員、民生児童委員などの見守り関係者による安全確認を行うこととしている。

この48時間ルールについては、一昨年12月の「検証報告書」に盛り込まれ、国においても、昨年1月の児童相談所運営指針の改正により、「安全確認を行うルールの設定（48時間以内が望ましい）」として盛り込まれたところであるが、京都府においては48時間以内を原則とし、

かつ、長岡京市児童虐待事件の経験を踏まえて、通報対象児童のきょうだいの有無の確認、当該きょうだいの安全確認も同時に行うというハードルを課して取組が進められていた。

- ② 今年度上半期に受けた通報268件のうち、警察からの身柄付き通報や、市町村で既に状況を把握していたもののうち、児童相談所に援助を依頼してきたケース等、通報時点で安全確認ができたもの123件を除いた145件について、ほぼ全件（94.8%）で48時間以内での安全確認がなされていた。

○新規虐待通報処理状況（3児相合計）（平成19年4月～9月末）

新規虐待通報件数 (A)	通報時点で安全確認できたもの*	48時間以内での安全確認状況		
		48時間以内で確認	48時間超で確認(B) (B/A)	
268件	123件	145件	131件 14件(5.2%)	

*通報時に、既に関係機関（市町村など）で安全確認がなされるなど子どもの状況が把握されているもの。

- ③ 一方、48時間を超えたケースについては、48時間以内の安全確認に向けての行動を起こしたものの、安全確認に至らなかったもので、かつ、全てが虐待の恐れなし（要見守りケース）ないし外傷が残るほどでない軽度の虐待ケースであったが、48時間を超えた理由を分析すると、以下のとおりであった。

○ 児童相談所、市町村、主任児童委員等が、家庭訪問を実施するも不在

であったため、48時間以内には安全確認が出来ず、その後の家庭訪問や幼稚園登園時等に安全確認を行ったケース類型。このケース類型は、通報内容からは虐待の有無が微妙なケースで夜間訪問等によっては相手方に警戒心を抱かせるおそれがあったもの、通報者が特定されるため、見守り関係者の行動が制限されたケースが含まれている。

b 当該虐待通報以前にも通報があり現に見守り中の事案で、当該通報直前に安全を確認していたケースや、主任児童委員から当該通報直前の安全情報が得られていたケースで、48時間を超えたものの保育所登園時等に改めて安全確認を行ったケース類型。

c 学校が、ぎりぎりまで通報をためらい、休日直前の夕刻に通報がなされたケースで、虐待かどうか不確定な通報内容であったため、関係機関と協議の上で、休日後に速やかに安全確認を行うことが適当と判断し、48時間を超えたケース類型。また、類似類型として、夏休み終了直前の通報で、通報内容からは虐待の有無が微妙であったため、学校と協議の上、新学期開始時に安全確認を実施したケース類型。

なお、このケース類型では、他のきょうだいについての48時間以内の安全確認を行えたものの、該当児童については48時間以内に安全確認が出来なかったケースが含まれている。

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 48時間以内に安全確認が行えなかった理由をみると、ケースに応じて安全確認を適切に行うためには相当の理由があったものと考えられる。

しかし、安全確認の遅れが大きな事案に発展する可能性があることから、困難を伴う場合が多いと思われるが、ルール内での速やかな安全確認が行えるよう、市町村・学校・民生児童委員など地域のネットワークとの連携をさらに充実することが必要である。

- 安全確認が48時間を超えた14ケースの半数近くを占めた保育所、幼稚園等に通園していない在家庭児童については、学校、保育所在籍児童に比し、安全確認や見守り活動を行う上では難しい場合もある。しかし、今回のケースの中で、主任児童委員による日頃の見守り活動の中で、虐待通報直前に元気な姿を確認しており、家庭訪問時に不在であったため、48時間を超えたものの速やかに安全確認が実施されたケースは、地域との連携の重要性を示している。

また、安全確認を行う者を複数設定することにより、より迅速に安全確認が出来たのではないかと考えられるケースがあったので、そうした観点から安全確認の方法や初動方針を決定することが必要である。

- 虐待の可能性が高く、虐待の程度も深刻な可能性がある場合には、48時間ルールにとらわれることなく、緊急的に迅速な対応を行う必要がある。18年度のケースで夜間に緊急に立入調査を実施したケースも

あったと聞くが、改めてそのことを確認しておきたい。また、必ずしも緊急ケースでないと考えられるものについても、速やかな安全確認に努力されているが、引き続き迅速に対応をされたい。

- 学校等の関係機関が虐待に対する早期発見・早期対応等の重要性について一層の認識を深めた上で、的確かつ速やかに通報をしてもらえるよう、今後の取組において一層努力をされたい。

客観的なリスク管理、適切な進行管理が行われているか

[取組状況]

- ① 通報を受けた際、虐待を受けている子どもにきょうだいがいる場合、各児童相談所において、本人のみならず、きょうだいの安全確認や見守り活動も併せて行うなど、長岡京市での事件を踏まえた安全確認への対応（リスク管理）をしている。
- ② また、進行管理については、通報を受けた緊急対応の後、通報受付時の虐待ハイリスク項目チェックリストなど客観的な判断ができる資料をそろえた児童記録を元に、担当者の力量のみに頼ることなく、毎週開催されるケース会議において複数の職員による検討を行っている。

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 安全確認を的確に実施するために、関係機関に依頼する場合は、例えば、保育所・幼稚園・学校などの関係者は、虐待に対する認識が次第に

高まってきているが、全てが専門的な知識を有しているとは限らないため、見守り関係者としての役割や確認方法等について十分説明し、理解を深めてもらうなど密接に連携を図り、子どもの状況が的確に把握できるようにすることが必要である。

- また、見守りの依頼を受けた人が、保護者と親しくするなど日常生活において密接に係わっている場合は、虐待するはずがないといった思い込みで虐待の兆候を見落とす可能性もあり得るので、こうした点についても見守り関係者に注意を喚起することが大事である。

イ 地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り

地域の実情に応じた虐待案件の情報共有化が適切に図られているか

[取組状況]

- ① 関係機関の相互連携による地域における子どもの見守り活動を実施するため、保健所、児童相談所、市町村、教育委員会、民生児童委員などを構成メンバーとして、市町村単位で児童虐待案件会議（児童相談所と市町村が受理している児童虐待案件を持ち寄り、1～2ヶ月に1回程度、定期的に関係者間で情報共有し、見守りに関する役割分担の明確化、対応方針の確認、相談援助の進行管理を行う。平成18年12月から実施。）を開催し、実効ある見守り活動が行われるよう取組が進められていた。

② しかし、児童虐待案件会議がほぼ毎月開催されている市町村がある一方で、開催頻度の少ないところも見受けられ、市町村における開催状況にバラツキがあった。

③ この理由としては、各市町村の取組姿勢もあると考えられるが、上半期においては、児童相談所、保健所による市町村への働きかけが必ずしも十分ではなかったことがある。

開催頻度が少ない市町村に対し、児童相談所長、保健所長が市町村幹部に働きかけたことにより、下半期から開催回数が増加しているものの、一層の取組が必要である。

○児童虐待案件会議の実施状況

		18年度 (12月～3月)	19年度	
			上半期 (4月～9月)	全体 (4月～3月*)
実施市町村数		全市町村	全市町村	全市町村
開催回数(1市町村あたり平均)		1.2回	2.4回	5.2回
開催頻度	毎月	3市	4市	4市
	2か月ごと		4市町	6市町
	3か月ごと		10市町村	12市町村
	その他	22市町村	7市町	3市町

※19年度全体は3月末までの開催予定を含む。

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 児童虐待案件会議の開催頻度の少ない市町村において、情報の共有化等を適切に行うために当該会議を1～2ヶ月ごとに定期的な開催ができるよう、児童相談所や保健所において一層の働きかけや支援を強化されたい。

児童虐待案件会議が長岡京市児童虐待事件を契機に府主催で開始されたという経過もあるため、当該市町村においてお客さんの意識があるのではないかと考えられるが、児童相談所、保健所、市町村が関係情報を相互に提供、共有することの重要性を一層理解されるよう働きかけを強めることにより、市町村が主体となる要保護児童対策地域協議会が定期に開催され、当該協議会にあわせ児童虐待案件会議が開催されるような状況にまで高めていくことが必要である。

- 児童福祉法において、住民に最も身近な市町村が児童相談の窓口として明記され、専門的な知識・技術を必要とする相談は児童相談所の援助や助言を求めることとされている。

しかし、一部の市町村では、通報を受けたのち、必要な調査・評価やケースに応じた十分な取組を行わないうちに、児童相談所にケースを移管する事例も見受けられるため、児童福祉法の趣旨を踏まえた対応を求めたい。

- 保護者に対する指導・支援を適切に行うためには、児童相談に係わる市町村の職員に、保護者に寄り添った相談を行う姿勢とその対応のノウハウが必要であり、保護者や子どもとの係わり方など相談機能の充実が図られるよう、本庁や児童相談所による市町村職員に対する研修の実施などの支援を一層強化する必要がある。

関係機関との連携状況や地域の見守り活動の状況はどうか

[取組状況]

- ① 虐待の通報を受けて速やかに子どもの安全を確認するために、保護者の十分な納得が得られなくても、家の中に入らなければならないときがあり、そのような対応が必要なケースに対しては、児童の安全を確保するとともに、円滑で有効な業務遂行を行う職員の安全も確保するために警察との連携が重要である。

こうした中、京都府警察本部と本庁関係課との間で意見交換、情報交換を行う場が設定されるとともに、各警察署の担当職員が明確化されたことにより、各児童相談所においても定期的に同様の取組が行われているとの報告があった。

- ② 一方、個別ケースへの対応についても、立入調査、家庭訪問等に際し、警察への援助要請が行われている。

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 虐待事案に対して、児童相談所は親子を分離することにより児童の安全を確保しなければならない場面もある一方で、児童福祉のために「家族の再統合」に向けた指導を行い、親子を援助しなければならないので、ケースの状況に応じた適切な判断のもとに、警察との連携を推進することが重要である。

本年4月から児童虐待防止法の一部を改正する法律が施行され、児童相談所長に解錠を伴う立入調査権が付与されるなど、警察との連携の下に適切な権限の行使を求められるケースが一層増大することとなるが、上記のような取組を通じて、援助要請についてのルールを明確化していく必要がある。

要保護児童対策地域協議会設置促進のための市町村支援や働きかけの状況はどうか

[取組状況]

- ① 地域において児童虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、発生の予防や家庭への支援を適切に行っていくためには、市町村、教育委員会、民生児童委員、警察、医療機関など関係機関との連携が重要であり、この基盤となるのが要保護児童対策地域協議会（児童福祉法の改正（平成

20年4月施行)により市町村が設置するよう努めなければならないとされているもので、虐待、非行、不登校などの要保護児童に関する情報を関係機関が共有し、ケースに応じた児童・家庭への支援を行う組織のこと。以下、「法定協議会」という。)である。

既にほとんどの市町村で設置されている児童虐待防止ネットワーク会議(虐待に特化した任意組織)の活動をより充実、強化する観点から、法定協議会への移行促進を図る必要があるが、平成19年9月30日時点における府内市町村の設置状況は下表のとおりであり、設置が十分進んでいるとは言い難い状況にあった。

このため、京都府では、市町村を個別に訪問して市町村幹部に働きかけを行い、早期に法定協議会が設置されるよう取り組んでいる。

○法定協議会の設置状況

(平成19年9月30日時点)

法定協議会	8 市町村
児童虐待ネットワーク会議(虐待に特化した任意組織)	11 市町村
未設置	6 市町村

- ② その後、市町村における法定協議会の設置に向けた動きが少しずつ活発になり、平成20年2月末時点において設置済の市町村数は12市町、今年度中の設置予定が17市町村となっている。(資料5)

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 平成19年度中に法定協議会が設置されない市町村においては来年度早期における設置が予定されているとのことであるが、引き続き法定協議会の設置促進に向けて一層の働きかけを行うこと。

- 法定協議会において実効あるネットワーク機能が発揮され、被虐待児童など援助や保護の必要な児童に係わる情報を共有化し、安全確認や見守りや虐待の発生予防が効果的に実施できるよう、虐待防止アドバイザーの積極的活用などにより、児童虐待案件会議との連携など、法定協議会が実効あるものとなるよう、運営方法（特に情報の迅速な伝達・共有）等について支援、助言を行うこと。

ウ その他

組織体制の強化に向けた取組状況はどうか

[取組状況]

- ① 虐待への対応と同時に、様々な課題を抱える家庭や子どもへの適切な支援を行うことにより、虐待の発生を結果的に予防できるよう、児童相談の専門機関としての機能を一層充実させる上で、2つの児童相談所（京都・福知山）に児童福祉司が3名増員され虐待対応チームが専任化され

たことや、全保健所に虐待対応専任職員が1名ずつ配置されたことは大きな意味を持つと考えられる。(資料4)

- ② 府の児童相談所は宇治市、京都市、福知山市に立地しているため、特に福知山児童相談所と他の児童相談所間での職員の異動は職場と職員の居住地との関係から難しい面も多いと思われ、実際に異動する例は少ない状況にある。
- ③ 虐待事案が増加・困難化する厳しい状況の中で、第一線で活動する児童相談所の職員が、増員されている。

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 組織体制については今年度強化が図られているが、昨年度と比べて虐待の通報件数が大幅に増加しており、一定期間（3年程度）を経過した後はその評価を行う必要がある。深刻な虐待事案も依然として多数発生している状況の中で、職員のメンタル面への配慮とともに、平成20年度から導入される児童相談ITシステムの活用による業務の省力化などを推進することが重要である。
- 人事異動については、可能な範囲で職員の人事交流を継続的に行うことにより、3つの児童相談所の人材の活性化を図ることが必要である。
- 増加する虐待対応のために児童相談所本来の家庭や子どもを援助する

機能が弱くなれば、結果的に虐待の増加につながることも懸念されるため、児童相談所本来の相談・援助機能を一層充実させることが重要である。

人材育成の取組状況はどうか

[取組状況]

- ① 職員の人材育成については、専門性と資質の向上のため、様々な研修に職員を派遣したり、職種別・テーマ別の研修が行われ、管理職・中堅職員・新規職員を問わず、業務の都合が許す限り、積極的に参加している。(資料6)

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 最近、児童に対する性的虐待が表面化し通報が増加する傾向にあるが、性的虐待ケースは、子どもとの面接に高度な専門性を必要とするため、子どもを傷つけることなく子どもの話をきちんと聞き取れる専門性の向上が図られるよう研修など必要な対策を講じられたい。
- 様々な課題を抱える児童とその保護者に寄り添って話を聴き、援助活動を行う児童福祉司には幅広い知識や専門的な技術が求められるため、今後、人材の確保とともに、資質向上を図る上で研修の一層の充実が必要である。

- 虐待相談は、夜間・休日を問わず寄せられ、常勤職員だけでなく、非常勤の電話相談員も対応しているが、特に、最初の対応の仕方が重要であるため、非常勤職員も含めた研修を十分行う必要がある。

保健所機能の発揮状況はどうか

[取組状況]

- ① 平成19年度から虐待対応の地域の最前線機関として保健所に虐待対応専任職員（主な業務として、虐待通報の受付、安全確認の迅速化、市町村と被虐待児童の情報共有を行う児童虐待案件会議の主宰、市町村の法定協議会設置促進のための支援、地域での見守り体制の強化等）が配置された。

当該職員は児童相談所との兼務により、毎週、各児童相談所で開催されるケース会議に参加し、情報の共有化を図る中で、相談所の運営方針に沿って、児童虐待案件会議の主宰、安全確認に従事することなどを通じて、児童相談所と市町村との間の相互連携を円滑に進める役割を果たしている。

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 児童相談所と保健所が更に連携を強化し、その機能が一層発揮されるよう努められたい。

また、市町村の担当職員の経験年数等に差があり、保健所単位で研修を実施するなど、資質向上を図る取組が必要である。

- 保健所に虐待対応専任職員が配置されたことを、府民に知ってもらえるよう、広報紙など色々なチャンネルを通じた広報の仕方を検討し、広く情報提供をされたい。
- 一方、新しい組織体制でもあり、児童相談所と保健所との役割分担や連携のあり方については、未だ試行錯誤の状況にあるが、児童虐待案件会議の活性化、安全確認の迅速化に向けて、保健所を地域の児童虐待活動の拠点と位置付け、創意工夫をする余地があると考えられる。このため、保健所の専任職員設置後1年を経過した段階で、この間の取組を点検し、より一層の活動の充実に向けた業務運営方針を確立されたい。

その他、各委員の知見に基づいた意見

[児童相談所の児童に対するサポート機能]

- 児童相談所は子どもの問題に関して保護者など大人が相談するところであるのはもちろんのこと、子ども（特に学齢期以降）自身が悩んだり困ったときに安心して相談が出来る機関であってほしい。そして、そのことを子どもたちに伝える努力も行ってもらいたい。

[児童虐待の未然防止に向けての取組]

- 児童虐待対策については、未然防止がとりわけ重要。児童虐待を発生させないためには、特に、子どもや家庭を温かく見守る地域づくりが一番大事であり、児童相談所や保健所、市町村が果たす役割は重要である。

都市部と郡部における人間関係の密度の違いなどといった地域事情はあるものの、予防の機能を働かせるネットワークづくりが欠かせないことから、市町村での取組の強化とともに、児童相談所が専門性を生かして、子どもに関して家庭やその他からの相談に応じ、子どもが置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に最も効果的な援助を行うといった児童相談所本来の活動をきめ細かく展開することが重要である。

3 おわりに

児童相談所の取組状況について確認した結果、新たな対策がスタートして1年に満たない中ではあるが、悲惨な事件を二度と起こさないとの決意のもとに、児童相談所の職員が一丸となって、各保健所の虐待対応専任職員とともに児童の安全の確保や子どもの見守り活動の充実・強化に向けた取組を積極的に行っていることがうかがえた。

特に、平成19年度は、虐待の通報件数が大幅に増加した平成18年度（381件）を更に上回る通報（平成19年4月～平成20年1月現在、406件）が寄せられる中で、市町村や学校等関係機関と連携した速やかな安全確認の取組、虐待情報を共有し見守りを確実にを行うための市町村等との連携強化の取組が、着実に推進されていることがうかがえた。

こうした中で、これまで述べてきたとおり、各児童相談所の業務の充実を図るために、今後以下の点について、取組を強化することが必要である。

- 虐待通報に対し速やかに安全確認を行う上で、市町村・学校・民生児童委員等との地域ネットワークを更に拡充すること
- 学校等虐待情報に接する関係機関からの通報が速やかに行われるよう意識の向上を図ること
- 市町村における虐待対応に差が生じているため、各市町村における対策が充実されるよう助言等を積極的に行うこと

今後、こうした取組への対応も含め児童虐待の早期発見・早期対応を図るためには、これまでと同様に地道な取組が必要であり、成果を上げるためには一定の期間も必要であると考えるが、ひとり児童相談所のみならず、本庁、保健所、市町村、関係機関・団体等と連携、協働した取組が一層推進される必要がある。

また、京都府においては、家庭問題が複雑多様化する中で、例えば児童虐待とDVが複合的に発生するなど、現在のように児童相談所と他の相談機関との縦割りの体制では対応が困難な事例が増加していることを踏まえ、児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、母子自立支援施設を統合した「家庭支援総合センター（仮称）」整備に向けて準備が進められていると聞く。

現在、ハード整備に向けての準備を進める一方、ワンカルテ化やケース検討合同会議などソフト面での準備も進められているが、児童虐待をはじめとする家庭問題に対する総合相談の拠点としてしっかりとした対応が出来るように、取組が進められることを期待する。

本委員会の調査を通じ明らかになったことは、昼夜を通じ発生する児童虐待に懸命に対応する児童相談所の職員の姿であり、増加・複雑困難化する中

での児童相談所の懸命の努力をあらためて評価したい。

一方、長岡京市の児童虐待事件以降も、全国的には多くの児童虐待死事件が発生している。事件に接するにつけ、幼い生命が失われたことに慄然とするとともに、繰り返される児童相談所への非難や責任論、児童相談所の形式的・一律機械的な取組の強化を求める意見に胸を痛めるものである。

児童虐待や死亡事件を亡くすためには、児童相談所に重荷を負担させるだけでは、問題の解決には一步も前進しない。重要なことは、形式的・一律機械的な取組にとらわれるのではなく、児童虐待防止や家庭の支援にとって真に必要な活動を児童相談所が展開できるよう、児童相談所の現状を理解し、保健所、市町村、民生児童委員、警察等の関係機関はもちろん地域、府民が協働し児童虐待防止に向けて取り組むことである。

本委員会は、設置経過等から「検証報告書」の提言事項の実現度の確認という点から出発せざるを得なかったが、上記のことも踏まえ、冒頭にも記したように「児童相談所の活動が一層充実し、また職員がやりがいを持って活動できるよう助言」するという立場から、評価を行った。

児童相談所に対する多くの要望、意見を記しているが、関係者の主体的取組や理解・協力があってはじめて実現可能ということをお断りしておきたい。

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化、深刻化する中で、子ど

もに関して家庭等からの相談にきめ細かく応じ、個々のケースを的確に分析し子どもと家庭にとって最も効果的な援助を行うことが重要であり、こうした積み重ねが児童虐待の防止につながり、ひいては、子ども達の心身ともに健やかな成長を促すものであることから、児童相談所が本来持つ相談援助機能が今後一層充実されることを願い、本報告書の結びとしたい。

検証報告書のあらまし

I 事件の概要

- 要点 ◆ 3歳の幼児が保護者の虐待により平成18年10月死亡
 ◆ 当該家庭には姉がいたが、保護者の虐待により同年4月に施設入所措置
 ◆ 児童相談所には地域の主任児童委員から4回にわたり通報

II 問題点

- ① 虐待情報に係る判断のあり方
初期の情報や信頼関係の構築に安心し、虐待を疑わせる情報に係る判断に問題があり、速やかな安全確認などが行われなかった。
- ② 組織としての対応のあり方
組織内の情報共有がされず、複数の評価が入らなかった。
- ③ 地域ネットワーク会議との連携のあり方
地域ネットワーク会議内の役割分担があいまいであった。

III 提言

【問題点①への提言】

虐待情報を確実に受けとめ、迅速に対応

(1) 速やかな安全確認ルールの確立

- ・マニュアルの徹底
- ・“48時間ルール”の確立
- ・見守り対応のルール化

(2) リスク管理の客観化、システム化

- ・ハイリスク項目のチェックリスト
- ・個人別ケース管理
- ・ITの活用による進行管理システム

【問題点②への提言】

情報を組織で共有、組織で検討

(3) 組織内の情報共有の徹底

- ・通報を“ナマ”のまま共有
- ・囑託職員の活用による相談体制の充実とチームミーティング等の開催の徹底
- ・ITの活用による進行管理システム(再掲)

【問題点③への提言】

地域のネットワークとの連携を強化

(4) 実効ある地域の虐待防止ネットワークの確立、機能強化

- ・アドバイザー派遣、
- ・マニュアル整備や体系的研修プログラムの実施
- ・警察との日常的な情報共有

(5) 地域における体制強化＝保健所の役割の明確化と機能強化

- ・地域の最前線機関としての保健所の体制強化
- ・地域協議会の設置促進
- ・市町村単位での虐待情報の共有
- ・地域見守り活動強化

対策の確実な実施をサポートするために

(6) 中長期的な人材育成・組織体制の強化等

- ・人事配置・組織体制の充実
- ・虐待対応専任チームの整備
- ・職員の資質向上

(7) 外部有識者等の活用、定期的な運用指導

- ・外部アドバイザー招聘
- ・親の指導プログラムの整備
- ・外部評価委員会設置

平成19年度当初予算

事業名	児童虐待対応強化事業費		
予算額	123,300千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法 等	「児童虐待検証委員会」の提言を踏まえた対応策の推進		
	<p>① 虐待情報に係る判断のあり方</p> <p>(1) <u>速やかな安全確認ルール</u>の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “48時間ルール”の確立 ・ 見守り対応のルール化 <p>(2) <u>リスク管理の客観化、システム化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハイリスク項目のチェックリスト ・ 個人別ケース管理 <p>② 組織としての対応のあり方</p> <p>(3) <u>組織内の情報共有の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報を“ナマ”のまま共有 ・ 相談体制の充実とチームミーティング等の開催の徹底 <p>③ 地域ネットワーク会議との連携のあり方</p> <p>(4) <u>実効ある地域の虐待防止ネットワークの確立、機能強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザー派遣 ・ マニュアルの整備や体系的研修プログラムの実施 <p>(5) <u>地域における体制強化</u> <u>保健所の役割の明確化と機能強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の最前線機関としての保健所の体制強化 ・ 地域協議会の設置促進 ・ 市町村単位での虐待情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉司等専門職員の増員 職員3名(24,000千円) ● 専門性向上のための研修の実施・参加 (1,000千円) ● 児童相談ITシステムの導入(12,000千円) ● 「児童虐待案件会議」の定期的開催 (1,000千円) ● 児童相談ITシステムの導入(再掲) ● 「虐待対応専門嘱託員」の増員3名(5,000千円) ● 夜間・休日体制の整備 嘱託職員3名 (6,300千円) ● 虐待防止アドバイザーの派遣(1,000千円) ● 専門性向上のための研修の実施・参加 (再掲) ● 各保健所に虐待対応専任職員を配置 職員7名(56,000千円) ● 虐待防止アドバイザーの派遣(再掲) ● 「児童虐待案件会議」の定期的開催(再掲) ● 「虐待対応専門嘱託員」の増員(再掲) 	
<p>上記対策の確実な実施をサポートするため、</p> <p>▶中長期的な人材育成・組織体制の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の確保に向けた人事配置と組織体制の強化 <p>▶外部有識者等の活用・定期的な運用指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価委員会の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 未来っ子サポートチーム専任化に伴う増員 3名(再掲) ● 各保健所に虐待対応専任職員を配置 職員7名 (再掲) ● 中央児童相談所の役割強化 増員1名(8,000千円) ● 一時保護機能の充実 増員1名(8,000千円) 計12名 ● 専門性向上のための研修の実施・参加(再掲) ● 外部評価委員会の設置等(1,000千円) 		

児童相談 | T システムについて

1 主要な機能

<p>情報の共有化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童記録をシステムで管理し、相談履歴も簡単に閲覧 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>担当者以外でもケースの閲覧や処理が可能</u> ・ <u>きょうだいの相談状況も容易に確認が可能</u> ・ <u>処理状況を把握し、適切な管理を実施</u> ・ <u>保健所や本庁との即時の情報共有で速やかな協議・対応が可能</u> </div>
<p>リスクアセスメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急度アセスメント（初期対応時に実施） 虐待の状況から緊急保護の必要性を評価 ○ リスクアセスメントシート（定期的に実施） 虐待重症度の判定、虐待のリスク要因等を評価 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>担当者の力量のみに頼らない評価の実施</u> ・ <u>複数の目による評価内容のチェック</u> ・ <u>定期的なリスクアセスメントの見直し</u> </div>
<p>アラーム機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応経過の入力がない場合に担当者や管理職に警告表示 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>対応もれを防ぎ、組織的な進行管理を実施</u> </div>
<p>業務の省力化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通知等作成機能 ○ 会議資料作成機能 ○ 統計作成機能 ○ 施設入所児措置費負担金算定

2 運用時期 平成20年4月 運用開始

児童虐待相談受付件数及び職員体制

虐待相談受付状況の推移

(件)

	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲9月末
宇治	58	74	103	112	120	135	133	101
京都	37	52	60	75	84	67	123	86
福知山	74	60	75	93	81	74	125	81
合計	169	186	238	280	285	276	381	268

※電話相談（＝親からの匿名による相談等）除く。。

児童相談所の職員数（上段）及び児童福祉司数（下段）の推移

(人)

		⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
宇治	職員	18	→	19	20	21	22	23	23
	児童福祉司	6	→	8	→	→	9	10	11
京都	職員	13	→	14	→	→	15	→	18
	児童福祉司	3	→	5	→	→	→	→	8
福知山	職員	16	→	17	→	→	18	→	19
	児童福祉司	5	→	8	→	→	→	→	9
合計	職員	47	47	50	51	52	55	56	60
	児童福祉司	14	→	21	→	→	22	23	28

平成18・19年度の児童福祉司数、児童福祉司1人当たり担当人口

	児童福祉司数		児童福祉司1人当たりの担当人口 (国の標準：5~8万人)	地方交付税積算基礎人員（人口6万8千人に児童福祉司1人）どおりに配置するとした場合の児童福祉司数
	H18.6.1	H19.4.1		
宇治	10人	11人	55,398人	8.2人
京都	5人	8人	59,084人	4.3人
福知山	8人	9人	40,050人	4.7人
合計	23人	28人	50,861人	17.2人

児童虐待ネットワーク等設置状況

(平成20年2月末現在)

		要保護児童対策地域協議会 (児童福祉法第25条の2)				児童虐待ネット ワーク会議 (任意設置)
		18年度末	H20.2月末現在	19年度末予定	20年度予定	19年度末
1	福知山市	-	-	-	○ (20年度中)	○
2	舞鶴市	-	-	-	○ (20年度中)	○
3	綾部市	-	-	-	○ (20年度中)	○
4	宇治市	-	-	-	○ (20年度中)	○
5	宮津市	-	○	○	○	-
6	亀岡市	-	○	○	○	-
7	城陽市	○	○	○	○	-
8	向日市	-	-	○ (H20.3月)	○	-
9	長岡京市	-	○	○	○	-
10	八幡市	-	-	-	○ (20年度中)	○
11	京田辺市	○	○	○	○	-
12	京丹後市	○	○	○	○	-
13	南丹市	○	○	○	○	-
14	大山崎町	○	○	○	○	-
15	久御山町	-	-	○ (H20.3月)	○	-
16	井手町	-	○	○	○	-
17	宇治田原町	-	○	○	○	-
18	木津川市	-	○	○	○	-
19	笠置町	-	-	○ (H20.3月)	○	-
20	和束町	-	-	○ (H20.3月)	○	-
21	精華町	-	○	○	○	-
22	南山城村	-	-	○ (H20.3月)	○	-
23	京丹波町	-	-	-	○ (20年度中)	○
24	伊根町	-	-	-	○ (20年度中)	-
25	与謝野町	-	-	-	○ (20年度中)	-
	計	5市町 (4市1町)	12市町 (8市4町)	17市町村 (9市8町村)	25市町村	6市町 (5市1町)

平成19年度 京都府児童虐待関連研修体系

【研修の目的】

- 1 児童相談所職員の専門性を高めることにより、専門的かつ困難な事例に対応できる体制を構築する。
- 2 市町村の児童相談等従事者の資質向上により、より早期に的確に事例に対応できる体制を構築する。
- 3 地域の従事者の意識を高めることにより、虐待の発生を予防する。

●児童相談所の専門性の向上							
	研修名	目的	内容	対象者	開催日数	日程	備考
児童相談所長対象 (職務的研修)	児童相談所長研修	児童相談所長としての業務遂行のため	・児童相談所の運営について ・児童虐待の理解と対応 ・虐待に対する法的手段等	児童相談所長	6日	【前期】 19.5.16-5.18 【後期】 19.10.16-10.18	【主催】 子どもの虹情報研修センター (2名参加)
児童福祉司資格取得	児童福祉司資格認定通信講座	児童福祉司の資格取得	・基本理論(16科目)の自宅学習 ・面接授業(5日間)	府及び児童相談業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者	1年間	通年	【主催】 全国社会福祉協議会中央福祉学院 (2名受講)
児童相談所職員の専門性の向上	児童相談所中堅職員研修	中堅児童福祉司の資質向上	児童虐待対応等に必要知識及び技術の講義並びに演習等	児童相談所の児童福祉司で概ね5年以上の勤務経験の者	3日間	19.10.10-10.12	【主催】 国立保健医療科学院 (3名参加)
	児童相談所スーパーバイザー研修	児童相談所における指導者の資質向上	・児童相談所の役割と課題 ・市町村との連携 ・家族再統合ケース、初期介入困難ケースの事例検討	児童相談所で指導的立場にある者(スーパーバイザー)	4日	20.1.29-2.1	【主催】 子どもの虹情報研修センター(3名参加予定)
	日本子ども虐待防止学会学術集会	児童虐待に関する最新の情報を得る	・演題発表 ・分科会等	医療・保健・福祉・教育・保育・司法・民間団体等児童虐待に関わる専門職	2日	19.12.14-12.15	【主催】 日本子ども虐待防止学会(3名参加予定)
	子どもの虐待防止推進全国フォーラムinくまもと	児童虐待に関する最新の情報を得る	・講演 ・シンポジウム ・分科会	医療・保健・福祉・教育等児童虐待に関わる者	2日	19.11.10-11.11	【主催】 厚生労働省
児童虐待専任職員の資質向上	児童虐待対応合同研修	地域における児童虐待対応力強化	・児童相談のあり方 ・リスクアセスメント ・要保護児童対策地域協議会の運営	都道府県、市町村で児童虐待を担当する職員	2日	19.11.21-19.11.22 (奈良市)	【主催】 子どもの虹情報研修センター(14名参加)
●市町村等関係職員の資質向上							
未然防止	児童虐待未然防止研修	母子保健関係者等の意識を高め、地域における虐待の未然防止を図る	・母子保健における虐待予防の取組 ・周産期との連携 ・ハイリスクグループ支援	市町村、保健所母子保健従事者等	4日	19.09.06(北部) 19.09.07(南部)	南部・北部各1日 45名参加
早期対応	児童虐待対応等基礎研修	子どもに身近な機関における虐待の早期発見のための知識、早期対応の基本的知識を身につける	・児童虐待とは ・虐待を発見したときの対応 ・子どもへの対応、保護者への対応等	学校、保育所、幼稚園、施設等	各保健所で開催		※保健所での地域別研修で実施
	児童虐待対応研修(南部会場)	児童虐待の相談・対応における基本的な知識及び技術を身につける	・家族の見方 ・相談者のストレスマネジメント	市町村児童相談等担当者	2日	H19.12.5 H19.12.11	南部19名
	児童虐待対応研修(北部会場)		・児童相談に関する基礎知識 ・相談者のストレスマネジメント	市町村児童相談等担当者			北部16名
●テーマ別研修等							
ネットワークの構築	保健・福祉合同研修	保健分野と児童福祉分野が相互の立場、職種を理解し、役割分担のもとに協働することを目指す	・児童虐待防止対策の総合的推進について ・虐待の発生予防への取組 ・虐待対応における保健機関と福祉機関との協働	市町村、保健所、児童相談所等児童虐待に関わる保健・福祉関係職員	1日	H20.2.13	70名参加

5 評価委員会の開催経過

● 第1回評価委員会

開催日：平成19年10月15日（月）10:30～12:00

会場：ルビノ京都堀川

議事：・委員長の選任（委員長に澤田委員を互選）
・評価項目、評価方法、現地調査等のスケジュールについて確認

● 第2回評価委員会（現地調査）

開催日：平成19年11月20日（火）13:00～16:20

会場：宇治児童相談所

調査内容：・子どもの安全を確保するための迅速な対応
・地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り
・その他

● 第3回評価委員会（現地調査）

開催日：平成19年12月3日（月）13:00～16:10

会場：京都児童相談所

調査内容：・子どもの安全を確保するための迅速な対応
・地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り
・その他

● 第4回評価委員会（現地調査）

開催日：平成19年12月5日（水）13:00～16:10

会場：福知山児童相談所

調査内容：・子どもの安全を確保するための迅速な対応
・地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り
・その他

● 第5回評価委員会

開催日：平成20年2月2日（土）14:00～15:30

会場：ルビノ京都堀川

議事：・評価内容の取りまとめ検討
・今後の評価報告書の取りまとめスケジュールについて

● 第6回評価委員会

開催日：平成20年3月10日（月）10:00～12:00

会場：ルビノ京都堀川

議事：・評価内容の取りまとめ
・次年度の評価内容及びスケジュールについて

6 京都府児童相談所業務外部評価委員会 ・委員名簿

氏 名	役 職
<p>[委員長]</p> <p>澤 田 淳</p>	<p>京都府立医科大学名誉教授</p> <p>京都市子ども保健医療相談・事故防 止センター長</p>
<p>安 保 千 秋</p>	<p>弁護士（京都弁護士会所属）</p>
<p>津 崎 哲 郎</p>	<p>花園大学社会福祉学部教授</p>
<p>廣 井 亮 一</p>	<p>京都女子大学大学院准教授</p>
<p>中 川 晃</p>	<p>京都府民生児童委員協議会会長</p>
<p>麻 田 知寿子</p>	<p>NPO法人きょうとCAP代表</p>